

**「平成19年度 松本砂防事務所管内砂防施設等巡視点検業務」の参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示**

平成19年 4月18日

分任支出負担行為担当官

北陸地方整備局 松本砂防事務所長 植野 利康



次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

**1. 当該招請の主旨**

本業務は、砂防法第6条の規定により施行された松本砂防事務所管内の直轄砂防設備及び直轄砂防設備に影響を与える周辺地域及び巡視路（以下「砂防設備」という。）の状況を把握するとともに、流域内の土砂災害に対する危険箇所の把握のため、巡視点検を実施し、緊急かつ適切な対応に資するものである。

本業務については、巡視点検により直轄砂防設備という公物の機能維持の状況確認や砂防指定地内の状況確認を行うものであり、常に中立、公平に業務を行うとともに、関係機関並びに地域との協議・調整を行うため、砂防法並びに松本砂防事務所管内の流域特性に関する豊富な知識と経験を有する必要があることから、(社)北陸建設弘済会（以下「特定公益法人等」という。）を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該公益法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書（または企画競争による企画提案書）の提出を要請する予定である。

**2. 業務概要**

- (1) 業務名 平成19年度 松本砂防事務所管内砂防施設等巡視点検業務
- (2) 業務内容
  - ①直轄砂防設備の経年的状況変化の把握
  - ②直轄砂防設備及び砂防指定地内における利用、使用、占用の状況把握
  - ③直轄砂防設備及び砂防指定地にかかわる関係機関との連絡・調整
  - ④出水時における直轄砂防設備の状況把握及び流域内の危険箇所の把握
- (3) 履行期限 平成20年 3月31日

### 3. 業務目的

松本砂防事務所管内流域の直轄砂防設備及び流域地域特性を充分把握のうえ、巡視点検を実施し、直轄砂防設備等の適正な機能維持の状況、砂防指定地内の利用状況や流域内の異常について把握し、緊急かつ適正な対応に資することを目的とする。

### 4. 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること。

#### (1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 北陸地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

#### (2) 中立性・公平性に関する要件

- ① 建設業許可業者などと資本・人事面等において関係がないこと。
- ② 砂防指定地内行為申請承認を受けている者等に対し、中立・公平性を確保できること。

#### (3) 守秘性に関する要件

- ① 守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記・公表していること。
- ② 守秘義務の遵守に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

#### (4) 業務執行体制に関する要件

- 1) 長野県内に本社、支店及び営業所のいずれかを有する者でなければならない。  
(一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載している本社、支店、営業所の住所による。)
- 2) 松本砂防事務所に1時間以内に参集できる営業拠点（本支店、営業所）を有する者でなければならない。
- 3) 災害時等における防災支援として、発注者の要請に基づき、早期の災害箇所発見等、臨機な対応が可能である組織体制を有していなければならない。
- 4) 予定技術者は以下の資格のいずれかを有する者とする。

##### ① 管理技術者

- ・ 技術士（総合技術監理部門。ただし、建設部門に関する科目に限る）の資格を有し、同種又は類似業務の実績がある者。
- ・ 技術士（建設部門）の資格を有し、同種又は類似業務の実績がある者。
- ・ 1級土木施工管理技士の資格を有し、同種又は類似業務の実績がある者。
- ・ 25年以上の技術的行政経験があり、当該業務に精通していると認められる者。

なお、予定管理技術者の同種又は類似業務の実績については、業務の実績に関する要件に示された砂防巡視又は出水時臨時砂防巡視点検業務のいずれかの実績を有していればよい。

## ②巡視員

- ・1級又は、2級土木施工管理技士の資格を有する者。
  - ・5年以上の砂防巡視の実務経験を有すると認められる者。
- 5)発注者から巡視の要請があった場合、管理技術者及び巡視員は、松本砂防事務所又は、当該出張所等に1時間以内に参集できること。
- 6)巡視員の資格要件を満たす者を6人以上確保できること。
- (5) 業務実績に関する要件

参加表明者は、下記に示される「同種又は類似業務」いずれかの全ての業務について、平成9年度以降に元請けとして完了した業務において、実績を有さなければならぬ。

同種業務：北陸地方整備局管内の砂防巡視、出水時臨時砂防巡視点検業務  
(国の業務実績)

類似業務：北陸地方整備局管内の砂防巡視、出水時臨時砂防巡視点検業務  
(県の業務実績)

## 5. 手続等

### (1) 担当部局

〒390-0803 長野県松本市元町1丁目8番28号  
北陸地方整備局 松本砂防事務所 調査課  
電話 0263-33-5981 FAX 0263-35-6919

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年4月18日から平成19年5月1日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から16時00分までに電話又はFAXにより、申し込むこと。ただし、FAXによる場合は、着信確認を行うこと。

交付場所：〒390-0803 長野県松本市元町1丁目8番28号  
北陸地方整備局 松本砂防事務所 総務課  
電話 0263-33-1115 (代表) FAX 0263-33-6086

交付方法は、交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びCD等を同封し、5.(2)へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。(窓口交付はおこなわない。)

### (3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

平成19年5月1日 16時00分 提出場所：5.(2)に同じ  
持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)するものとする。  
電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

## 6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(2)に同じ
- (3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提

出予定期限：平成19年5月22日 16:00

- (4) 北陸地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格を受理されていない場合も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に於いて、当該資格を受理されていなければならない。

なお、平成19・20年土木関係建設コンサルタント業務に係わる一般競争（指名競争）参加資格を平成19年4月1日までに認定されていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

- (5) 詳細は説明書による。